

## 2023年度「有望技術分野の新規方法論開発に向けた調査」 Q&A集

	質問事項	回答
1	採択案件は何件か。	予算の範囲内で複数採択する予定
2	共同・連名提案をした場合でも、事業総額に変更はないか。	変更はない。本事業の総額は、2,000万円以内。
3	再委託は認められるのか。	再委託は原則認められない。やむを得ず再委託する場合は合理的な理由が必要。
4	本調査の結果選定された案件は、そのまま実証事業に進むことができるのか。	仕様書及び公募要領の記載のとおり、本調査の採択は、必ずしも「低炭素技術による市場創出促進事業(実証前調査)」に進むことを保証するものではない。実証事業に進むかどうかは、実証前調査としての公募に応募していただき、他の案件と横並びで審査した上で決定する。本調査で選定されたかどうかの実証前調査の審査結果に影響を与えることはない。
5	本調査後の実証事業等、今後のスケジュールはどのように考えればよいか。	新規方法論の適用を想定する実証事業がどの程度海外展開について検討されているかに大きく影響されると考える。NEDOとしては、今後も例年通り実証前調査を公募していく予定である。
6	想定する低炭素実証プロジェクトの温室効果ガス排出削減効果が、低炭素実証の排出削減効果基準を満足しないと予想できる場合、応募は可能か。	可能。ただし、対象となる技術・システムが、「日本発の低炭素・脱炭素技術であること」、「承認済JCM方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」を満足するものであることが前提。
7	NEDOとNDAを結ぶ必要があるのか。	本事業を通じて収集した情報に対する守秘義務を委託先が持つことは、調査事業委託契約約款に記載されている。これに加え、NEDOから提供した情報の守秘義務を課す特別約款を追加している。NEDO職員は公務員に準じる守秘義務を負っており、NDAを追加することは不要と考えている。
8	相手先からNDAを求められた場合は、締結して構わないのか。	本事業に置いて有益な場合は、NDAの締結をお願いしたい。また、その際にNEDO及びMETIに対する情報開示については、相手方の承諾なく行えるように例外規定を設けて頂きたい。
9	対象技術の範囲について改めて確認させて頂きたい。	対象技術は、「日本発の低炭素・脱炭素技術であること」、「承認済JCM方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」を満足するもので、NEDOが関与する低炭素・脱炭素技術であれば、原則として問題はない。言い換えると、原子力や植林は除くことになる。
10	海外調査は必要か。費用はNEDO負担か。	前提条件の設定等で、必要と考えられる場合に、事前にNEDO担当者の確認を受けた上で海外調査を行うことを妨げるものではない。適正に支出された範囲において、委託費用として計上頂くことも可能。
11	対象国はJCMパートナー国に限られるのか。	仕様書等に記載のとおり、JCMパートナー国に加えて新規国での提案も受け付ける。
12	選定した案件がNEDOの実証事業となる際に、本調査の受託者は参加できるか。	本調査と、選定された技術の実証事業とを結びつけることは考えていない。したがって、実証事業への参加を担保するものでも、禁止するものでもない。
13	対象技術は1から5の指定か。他の技術も提案可能か。CO2の削減結果は大きいものの方がよいのか。	1～5はあくまでも例。「日本発の低炭素・脱炭素技術であること」、「承認済JCM方法論がないこと」及び「今後普及が期待できること」の3点が満たされれば提案可能。削減量は大きくなって良いが、削減効果はなければならない。
14	直接CO2排出削減に寄与するものが例として示されているが、内容により直接CO2の削減に寄与するわけではないものの間接的な効果がある案件の実施は可能か。	同上。
15	実証前調査の提案書提出が5月だが、実証事業の実施時期の見通しは。	同時に公募中であるJCM実証前調査とは別スキームであり、次年度以降も含め本調査が必ず、実証前調査、実証事業に進むものではない。
16	提案書の内容で、実証を想定する国を決める必要はあるか。	同調査内容に前提条件の検討を含めており、調査を進めていく段階で実施国を想定する必要がある。またプロトコルに応じた方法論作成を求めており、対象国を想定できていることは望ましい。
17	対象技術にCCUSがあるが、当社は分離回収の開発をしており、CCだけの事業も採択の可能性があるのか。	案件として脱炭素技術、排出削減量の算出が目的。CCUSであることが必要。
18	今回対象国はJCMパートナー国に加え、新規国としてアフリカ、南西アジア、東南アジア、南米を挙げられている(公募説明資料の3項)が、中東は如何か？	中東地域でもJCMパートナー国であれば対象国となる。また、仕様書等に記載のとおり、JCMパートナー国に加えて新規国での提案も受け付ける。